

○ 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川アウトリーチ事業 (職員の講師派遣)に関する取扱について

(平成23年11月1日所長決定)

1 目的

アウトリーチ事業とは、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川(以下「ネイパル砂川」という。)の持っているノウハウを広く道民に提供し、施設の理解及び利用促進を図る目的で実施する事業であり、学校教育における教科指導や生涯学習・社会教育に関する研修会(以下「研修会等」という。)を主催(主管)する関係機関及び団体等から、職員を講師等として派遣の要請があった場合、その要請に応じて職員を派遣するものとする。

2 派遣の基準等

アウトリーチ事業として職員を派遣する基準等は、次のとおりとする。

(1) 対象事業等

- ア 施設利用団体・学校への動機付けのための事前プログラムの実施
- イ 集団宿泊的行事・事業における研修プログラムの立案等
- ウ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教科指導等
- エ 市町村教育委員会・PTAなどの社会教育関係団体等が主催(主管)する研修会等
- オ その他、所長が必要と認めるもの

(2) 指導内容(別紙1)

- ア 自然体験活動及び創作活動
- イ 人間関係づくりに関する活動
- ウ レクリエーション・子どもの体力向上に関する活動

(3) 承認の要件

- ア 施設の理解、利用促進につながるものであること
- イ 営利を目的としないものであること
- ウ 教育の政治的又は宗教的中立性を侵すおそれがないこと
- エ 公序良俗に反しないものであること
- オ 社会性・公益性を有すること

(4) 料金

アウトリーチ事業に係る料金は別表1のとおりとし、原則として派遣を要請する者が負担するものとする。ただし、ネイパル砂川の宿泊利用を前提とし、ネイパル砂川で行う研修等の一環として実施する場合はその限りではない。

(5) 派遣の条件

職員の派遣は10月から3月(施設の休業日を除く。)の期間を原則とし、ネイパル砂川の宿泊団体の活動に影響しない場合に限る。

休業日

・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

3 派遣要請の手続き

派遣を要請する場合の手続きは、次によるものとする。

- (1) 派遣を要する日の1月前までに、電話等により事前協議を行うものとする。
- (2) 事前協議終了後、原則として研修会等実施の20日前までに、「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川アウトリーチ事業申請書」(別紙様式)に事業実施計画書等の関係資料を添付のうえ、ネイパル砂川所長あて申請し、承認を受けるものとする。

4 派遣承認の取消し

派遣を承認した後において、2の(3)の規定に反することが認められた場合には、承認を取消すものとする。

附 則

この取扱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、令和4年4月1日から施行する。